令和7年度 埼玉県障害者ピアサポート研修事業実施要領

1 目的

- (1) 自ら障害や疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障害や疾病のある障害者の支援を行うピアサポーターを養成します。
- (2) ピアサポーターの活用方法等を理解した障害福祉サービス事業所等の管理者等(管理者・職員)の養成を図ります。
- (3) 障害福祉サービス等における質の高いピアサポート活動の取組を支援することを目的とします。

2 実施主体

埼玉県・さいたま市

(受託 特定非営利活動法人埼玉県相談支援専門員協会)

3 研修の種類

(1) 基礎研修

障害者と管理者等(管理者・職員)がピアサポーターの基礎を学ぶ研修です。

(2) 専門研修

基礎研修を修了した人(今年度の修了者も含まれます。)が受講できる研修です。相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等において、雇用関係の中で仕事をしている障害者と管理者等(管理者・職員)を対象とします。ピアサポーターと専門職等が協働して質の高いサービスを提供するための研修です。

- ※ 障害福祉サービス等報酬におけるピアサポート体制加算、ピアサポート実施 加算及び退去後ピアサポート実施加算、就労継続支援A型スコア方式ピアサ ポート配置を算定する上では、基礎研修、専門研修の両研修を修了する必要 があります。
- 4 受講対象者(障害者・ピアサポーターの場合)

対象者は埼玉県在住・在勤の方です。

基礎研修は下記の(1)~(4)を受講対象者とします。

専門研修は(1)を優先として、(2)、(3)も受講対象者とします。

- *現在勤務していない障害者は、まずは基礎研修を受講してください。
- (1) 相談支援事業所、障害福祉サービス事業所において、障害者の経験を活かして、ピアサポーターとして雇用されている人(常勤、非常勤は問いません)、又は、 今年度中に雇用予定の人。
- (2) 相談支援事業所、障害福祉サービス事業所において、職員として働いているが 今後、障害を開示して、障害者の経験を活かして、ピアサポーターとして働きた いと考えている人。
- (3) 相談支援事業所、障害福祉サービス事業所において、障害者としての経験を活

かして、今後、ピアサポーターとして雇用されたいと考えている人。

- (4) ピアサポーターに関心がある人。ピアサポートについて学びたい人。
- 5 受講対象者(管理者・職員の場合)

対象者は埼玉県在住・在勤の方です。

基礎研修は下記の(1)~(4)を受講対象者とします。

専門研修は(1)を優先として、(2)、(3)も受講対象者とします。

- (1) 障害者としての経験を持つピアサポーターを雇用している、又は今年度中にピアサポーターを雇用予定の相談支援事業所、障害福祉サービスの管理者及び職員。
- (2) 現在、職員として雇用している職員が、今後、障害を開示して、ピアサポーとして働くことを望んでいる相談支援事業所、障害福祉サービスの管理者及び職員。
- (3) 今後、ピアサポーターを雇用したいと考えている相談支援事業所、障害福祉サービスの管理者及び職員。
- (4) ピアサポーターに関心がある相談支援事業所、障害福祉サービス等の管理者及び職員。
- 6 研修日程及び内容
- (1)日程
 - ① 基礎研修

1日目 9月 5日(金) 10時~15時50分 2日目 9月 8日(月) 10時~16時30分

② 専門研修

1日目 11月 7日(金) 10時~16時45分 2日目 11月10日(月) 10時~16時00分

(2)内容

別紙1のプログラムを参照ください。ピアサポーター、管理者・職員は同一の研修 を受講します。

7 会場

与野本町コミュニティセンター さいたま市中央区本町東3-5-43

8 定員

(1) 基礎研修

障害者・ピアサポーター 35名 管理者及び職員 35名

(2) 専門研修

障害者・ピアサポーター 25名 管理者及び職員 25名

9 受講者の決定

応募者多数の場合は、下記のとおり優先順位をつけて受講者を決定します。

- ① 基礎研修の10名程度は、ピアサポーターを推進するため、雇用が 少ない障害領域を優先する。
- ② ピアサポート体制加算、ピアサポート実施加算、退去後ピアサポート実施加算及び就労継続支援A型スコア方式ピアサポート配置算定を新たに取得予定の県内の事業所に所属している、ピアサポーターと管理者・職員を優先する。(今回、同時に応募している場合、あるいは、同一の事業所でピアサポーターと管理者・職員のどちらかの受講が既に終わっている場合)。
- ③ 加算等の新たな取得ではないが、今回、県内の事業所でピアサポーターと管理者・職員が同時応募している場合、あるいは、県内の同一の事業所でピアサポーターと管理者・職員のどちらかの受講が既に終わっている場合

専門研修の優先順位は前述の4、5の受講対象者を参照ください。 受講決定結果は、決定次第、受講者にお知らせします。

10 受講費用

基礎研修【6,000円+振込手数料】 専門研修【6,000円+振込手数料】 受講決定者には振込先をお知らせします。

11 修了証書の交付等

埼玉県・さいたま市は、研修修了者に対して氏名、生年月日、修了した研修の課程、修了年月日を記載した修了証書を交付するとともに、研修修了者の名簿を 作成し管理します。

※修了証書は再発行しませんので、紛失しないよう保管してください。

12 申込みの方法

下記 URL、二次元コードによる電子申請でお願いします。



https://forms.gle/NM4kcbgqr2sr2gWx6

申込み期限 令和7年8月13日(水) 17時

13 事業実施上の留意点

30分以上の遅刻をした場合(公共交通機関の遅延で証明書がある場合を除く。)は、受講を認めません。研修中に、進行の妨げになる発言・行動、又は研修に参加する意欲がないと認められた場合(居眠り・携帯電話等の私的使用・演習中のグループ討議等における受講態度。終始無言等)は、退場していただくことがあります。

これらの場合、修了証書は発行しません。

別紙1 プログラム

基礎研修1日目(9月5日)				
開始	終了	時間数	科目名	
10 時 00 分	10 時 30 分	30 分	開会·自己紹介	
10 時 30 分	11 時 00 分	30 分	1 ピアサポートの理解	
11 時 00 分	11 時 20 分	20 分	休憩	
11 時 20 分	12 時 20 分	60 分	2 演習①	
12 時 20 分	13 時 20 分	60 分	休憩	
13 時 20 分	14 時 30 分	70 分	3 ピアサポートの実際・実例	
14 時 30 分	14 時 50 分	20 分	休憩	
14 時 50 分	15 時 30 分	40 分	4 演習②	
15 時 30 分	15 時 50 分	20 分	本日の振り返り	
基礎研修2日目(9月8日)				
開始	終了	時間数	科目名	
10 時 00 分	10 時 10 分	10分	オリエンテーション	
10 時 10 分	10 時 50 分	40 分	5 コミュニケーションの基本	
10 時 50 分	11 時 10 分	20 分	休憩	
11 時 10 分	12 時 10 分	60分	6 演習③	
12 時 10 分	13 時 10 分	60 分	休憩	
13 時 10 分	13 時 50 分	40 分	7 障害福祉サービスの基礎と実際	
13 時 50 分	14 時 10 分	20 分	8 演習④	
14 時 10 分	14 時 30 分	20 分	休憩	
14 時 30 分	15 時 00 分	30 分	9 ピアサポート(ピアサポーター)の専門性	
15 時 00 分	15 時 20 分	20 分	休憩	
15 時 20 分	16 時 10 分	50 分	10 演習⑤	
16 時 10 分	16 時 30 分	20 分	基礎研修のまとめ・修了式	

専門研修1日目(11月7日)					
開始	終了	時間数	科目名		
10 時 00 分	10 時 30 分	30 分	1 基礎研修の振り返り		
10 時 30 分	11 時 10 分	40 分	2 ピアサポーターの基礎と専門性		
11 時 10 分	11 時 25 分	15 分	休憩		
11 時 25 分	12 時 25 分	60 分	3 演習①		
12 時 25 分	13 時 15 分	50 分	休憩		
13 時 15 分	13 時 55 分	40 分	4 ピアサポート(ピアサポーター)の専門性の活用		
13 時 55 分	14 時 25 分	30 分	5 演習②		
14 時 25 分	14 時 40 分	15 分	休憩		
	15 時 20 分	各40分	6 関連する保健医療福祉施策の仕組みと業		
14 時 40 分			務の実際(障害者)		
			6 ピアサポートを活用する技術と仕組み(事業所)		
15 時 20 分	16 時 00 分	各40分	7 演習③(障害者)		
10 147 20 /]			7 演習③(事業所)		
16 時 00 分	16 時 15 分	20 分	休憩		
16 時 15 分	16 時 35 分	20 分	8 演習④		
16 時 35 分	16 時 45 分	10 分	1日目の振り返り		
専門研修2日目(11月10日)					
開始	終了	時間数	科目名		
10 時 00 分	10 時 30 分	各30分	9 ピアサポーターとしての働き方(障害者)		
10 10, 00)			9 ピアサポーターを活かす雇用(事業所)		
10 時 30 分	11 時 10 分	各40分	10 演習(障害者)⑤		
10 11, 00)			10 演習(事業所)⑤		
11 時 10 分	11 時 30 分	20 分	休憩		
11 時 30 分	12 時 00 分	30 分	11 セルフマネジメントとバウンダリー		
12 時 00 分	12 時 40 分	40 分	12 演習⑥		
12 時 40 分	13 時 40 分	60 分	休憩		
13 時 40 分	14 時 20 分	40 分	13 チームアプローチ		
14 時 20 分	15 時 20 分	60 分	14 演習⑦		
15 時 20 分	15 時 40 分	20 分	休憩		
15 時 40 分	16 時 00 分	20 分	専門研修のまとめ・修了式		

ピアサポート体制加算

○対象サービス 自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援 ○報酬単価 100 単位/月 (体制加算)

○算定要件

- (1) 地域生活支援事業の「障害者ピアサポート研修(基礎研修及び専門研修)」を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5人以上配置(併設事業所(自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援に限る)の職員を兼務する場合は兼務先を含む業務時間の合計が0.5人以上の場合も算定可。)
 - ① 障害者又は障害者であったと都道府県又は市町村が認める者
 - ② 管理者又は①の者と協働して支援を行う者
- (2) (1) の者により、事業所の従業員に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。
- (3) (1) の者を配置していることを公表していること。

ピアサポート実施加算

○対象サービス 就労継続支援 B 型 ○報酬単価 100 単位/月(実施加算)利用者に対して、 就労及び生産活動について当該障害者である従業者の経験に基づき相談援助を行った場合に、当 該相談援助を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算する。

○算定要件

- (1) 就労継続支援 B 型サービス費 (IV)、就労継続支援 B 型サービス費 (V) 又は就労継続 支援 B 型サービス費 (VI) を算定していること。
- (2) 地域生活支援事業の「障害者ピアサポート研修(基礎研修及び専門研修)」を修了した次の者をそれぞれ 配置していること。
 - ① 障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者
 - ② 当該就労継続支援 B 型事業所の従業者
- (3) (2) の者により、当該就労継続支援 B 型事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が 年1回以上行われていること。

ピアサポート実施加算

○対象サービス

- ① 自立訓練(機能訓練・生活訓練 *宿泊型自立訓練を除く)
- ② 共同生活援助(ア移行支援住居の利用者 イ退居後共同生活援助の利用者)
- 〇報酬単価 100単位/月(実施加算) 利用者に対して、当該障害者である従業者の経験に基づき相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた 利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算する。

○算定要件

(1) 地域生活支援事業の「障害者ピアサポート研修(基礎研修及び専門研修)」を修了した次

- の者をそれぞれ 配置していること。
- ① 障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者
- ② 当該指定事業所の従業者
- (2) (1) の者により、当該指定事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上 行われていること。

就労継続支援 A 型スコア方式

- 評価点 就労継続支援A型事業所の職員としてピアサポーターを配置している場合…1点
- ピアサポーターの条件
 - 障害者ピアサポート研修(基礎研修・専門研修)を修了し、修了証の交付を受けている。
 - ピアサポーターの職種は、サービス管理責任者、職業指導員、生活支援員、利用者以外の者であって利用者とともに就労や生産活動に参加するもの。